

「筑前町ブロック塀等撤去費補助事業」について

筑前町では、道路（通学路、避難路）に面し、倒壊の危険性が高く早急に撤去する必要があるブロック塀等の撤去費用の一部を補助することにより、災害時における人身事故の防止を図るとともに、避難所への避難経路を確保することを目的に、「筑前町ブロック塀等撤去費補助事業」を設けています。

※ブロック塀等とは、コンクリートブロック造、石造、れんが造その他の組積造による塀（フェンスその他これらに類するものとの混用の場合を含む。）及び門柱のことです。

■事前相談

申請者は、補助金の交付を受けようとする前に、ブロック塀等撤去工事の内容などについて町と必要な協議をお願いします。（町職員による現地調査で診断等を行います。）

※ご注意下さい！

工事を既に完了した、または工事の契約を締結し工事実施中の場合は、この事業の対象とはなりません。

■補助対象工事

下記のとおり、道路に面して設けられているブロック塀等を撤去する工事が対象です。再設置工事は、対象外です。

- ◎ 高さが1.0m以上のブロック塀、かつ①②の要件を満たすもの。
- ① 全部撤去の場合
 - ・診断カルテの総合評点が40点未満であること。
- ② 一部撤去の場合
 - ・事業完了後に診断カルテの総合評点が70点以上となること。
 - ・事業完了後の高さが1.2m以下となること。
 - ・建築基準法第42条の道路内に存しないこと。



■補助金の額

1敷地あたり補助対象工事に要する経費の3分の2以内。（上限額 16 万円。）

※計算した額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数金額は切り捨てとします。

★事前相談及び問い合わせ先

筑前町都市計画課 住宅政策係 TEL:42-6642, FAX:42-2011

（裏面の『手続の流れ』をご覧ください）

『手続の流れ』

ブロック塀所有者等

筑前町

